

令和2年10月1日の建設業法改正により新設された監理技術者補佐について、令和3年4月1日より経営事項審査においても加算対象となりました。(有資格区分コード:005、点数:4点として評価)

【対象者】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補(※1)である者

一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、主任技術者要件も満たす必要があります。

(※1)一級技士補:令和3年度からの新たな技術検定制度において、第1次試験に合格した者に与えられる称号です。(令和3年度以降の検定が対象です。)

参考:主任技術者要件は、以下の(ア)~(ウ)のいずれかを満たす必要があります。(有資格コード005で申請する場合)

(ア)一級国家資格者	(ウ)実務経験者
<ul style="list-style-type: none">一級施工管理技士一級建築士技術士	<p>審査基準日 R5.6.30以前</p> <ul style="list-style-type: none">大卒(指定学科)・・・卒業後3年以上の実務経験高卒(指定学科)・・・卒業後5年以上の実務経験10年以上の実務経験
<p>(イ)二級国家資格者</p> <ul style="list-style-type: none">二級施工管理技士二級建築士 等	<p>審査基準日 R5.7.1以降</p> <p>・3年以上の実務経験</p> <p>※指定建設業(土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園) 及び電気通信工事業は引き続き下記の実務経験が必要</p> <ul style="list-style-type: none">○大卒(指定学科)・・・卒業後3年以上の実務経験○高卒(指定学科)・・・卒業後5年以上の実務経験○10年以上の実務経験

② 監理技術者要件を満たす者

- 実務経験者(指定建設業(※2)を除く。)
 - 国土交通大臣特別認定者
- (※2) 指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

【確認資料】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

次の資料をいずれも提出してください。

- 第一次検定の合格を証明する書面の写し(合格証明書や合格通知書等)
- 主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料
例:合格証明書写し、登録証の写し、実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
※実務経験証明書の写しを提出する場合、指定学科の確認のため卒業証明書の写しも提出してください。

② 監理技術者要件を満たす者

- ◆ 監理技術者資格者証が交付されている場合
 - 監理技術者資格者証(表面)の写しのみ
- ◆ 監理技術者資格者証が交付されていない場合
 - 実務経験者(指定建設業を除く)は、次の確認資料を提出してください。
 - ・実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
 - ・指導監督的実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第10号)
 - ・卒業証明書の写し
 - 国土交通大臣認定者は、認定証の写しを提出してください。